

山梨県公報

第二千六百六十一号

平成二十八年

十二月二十二日

木曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………九三九
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………九三九
- 保安林の指定の予定(二件)……………九三九
- 道路の区域変更……………九四〇
- 道路の供用開始(二件)……………九四〇
- 公共測量の実施……………九四一
- 都市計画の変更図書の縦覧……………九四一
- 公安委員会……………九四一
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………九四一
- 平成二十四年三月三十日付号外第十八号中……………九四三

告示

山梨県告示第三百八十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその

化合物

- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第三百八十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第三百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 韮崎市穂坂町上今井字上組一四八五から一四八八まで、一四九八、一五〇〇、一五〇五、一五〇六、一五二三の一、一五二三の二、一五一四、一五一六の二、一五一八の二、一五一九の一、一五三三の二、一五二四から一五二六まで、一五三〇から一五三二まで、一五三三から一五三七まで、一五三九から一五四二まで、一五四四の一、一五四四の二、一五四五、一五四六、字中組一四五〇、一四五一、字天神ハキ一六七〇の四、一六八〇、一六八一の三、一六九三、一六九四の一から一六九四の三まで、一六九五から一六九七まで

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上組一四八五から一四八八まで・一四九八・一五〇〇・一五〇五・一五〇

六・一五一四・一五一八の二・一五一九の一・一五二三の二・一五二四・一五二六・一五三〇から一五三二まで・一五三五・一五三六・一五三九から一五四二まで・一五四四の一（以上二四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五二五、一五四四の二、一五四五、一五四六、字天神ハキ一六七〇の四・一六八〇・一六八一の三・一六九三・一六九四の一・一六九四の三・一六九五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九四の二、一六九六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 都留市鹿留字田屋上三三三二の三
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田屋上三三三二の三（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野夏狩線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
都留市鹿留字馬場五六八番三地从先から 都留市鹿留字馬場五六八番三地从先まで	四・九	四・九	六・一	一三・七
	六・一	六・一		

山梨県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

山梨県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大月上野原線	大月市富浜町鳥沢字藤沢五九二〇番三地从先から大月市富浜町鳥沢字藤沢五九二三番一地从先まで	三〇・二	平成二十八年十二月二十二日

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により忍野村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後藤 齋

一 測量の種類 公共測量（数値地形図データ作成 レベル二千五百）

二 測量の地域 南都留郡忍野村全域

三 測量の期間 平成二十八年十二月七日から平成二十九年三月三十一日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画道路（三・五・十六号加納岩小学校前通り線、七・五・一号加納岩小学校西通り線及び八・七・一号山梨市駅南北自由通路）
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百四十九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡 利行

別表第一中

二八 甲府市丸の内一丁目八番一号先 (県道中下条甲府線と県道八幡積翠寺甲府線と市道紅梅北通線との交差点)	県民会館前	四〇・一〇・二五
--	-------	----------

二八 甲府市丸の内一丁目八番一号先 (県道中下条甲府線と主要地方道甲府山梨線と市道との交差点)	防災新館東	平成二十八年二月二日 告示第一四九号
---	-------	-----------------------

を

別表第三の一八三の項及び一八四の項を次のように改める。

一八三 市道	笛吹市石和町市部五二四番地先(県道と市道との十字路交差点)から笛吹市石和町市部四六一番地三先(市道同士の十字路交差点)までの間(二四〇メートル)	車両(自転車を除く)	土曜、日曜、休日を除く七時から九時	笛吹	平成二十八年二月二日 告示第一四九号
一八四 市道	笛吹市石和町市部一〇九一番地一先(市道同士の十字路交差点)から笛吹市石和町市部一〇七八番地一先(小林公園前交差点)までの間	車両(自転車を除く)	土曜、日曜、休日を除く七時から九時	笛吹	平成二十八年二月二日 告示第一四九号

(八〇メートル)	一四時 から一 六時ま で
----------	------------------------

別表第六の五六九の次に次のように加える。

五七〇	市道	甲府市城東二丁目五番八号先(市道同士の丁字路交差点)	南進する車両(二輪車・軽車両を除く)	終日	甲府	平成二八年二月二日 告示第一四九号
-----	----	----------------------------	--------------------	----	----	----------------------

別表第十の五、五〇七の項の次に次のように加える。

五、五〇八	市道	甲斐市篠原三、〇〇八番地一先		一	葦崎	平成二八年二月二日 告示第一四九号
五、五〇九	町道	西八代郡市川三郷町高田一一一番地一先		一	鰍沢	平成二八年二月二日 告示第一四九号
五、五一〇	市道	山梨市上神内川一四一番地先		一	日下部	平成二八年二月二日 告示第一四九号

別表第十四の一、三二六の項を次のように改める。

一、三二六	削除				北杜	平成二八年二月二日 告示第一四九号
-------	----	--	--	--	----	----------------------

別表第十四の一、五六五の項を次のように改める。

一、五六五	削除				北杜	平成二八年二月二日 告示第一四九号
-------	----	--	--	--	----	----------------------

別表第十四の一、七四五の項の次に次のように加える。

--	--	--	--	--	--	--

一、七四六	主要地	北杜市大泉町西井八、二四〇番地(天女山入口から北杜市、須玉町若神子三、西玉町若神子三、西川橋西詰交差点)までの両側	北杜市大泉町西井八、二四〇番地(天女山入口から北杜市、須玉町若神子三、西玉町若神子三、西川橋西詰交差点)までの両側	一六、〇〇	車両(原付・けん引を除く)	北杜	平成二八年二月二日 告示第一四九号
-------	-----	---	---	-------	---------------	----	----------------------

別表第十六の一、八七一の項の次に次のように加える。

一、八七二	市道	甲府市西下条町一、三二七番地先(市道同士の三差路交差点・北進車両)			南甲府	平成二八年二月二日 告示第一四九号
一、八七三	市道	北杜市高根町下黒澤二番地先(県道と市道との丁字路交差点・南進車両)			北杜	平成二八年二月二日 告示第一四九号
一、八七四	市道	富士吉田市小見四丁目八番一、二号先(市道同士の十字路交差点・西進車両)			富士吉田	平成二八年二月二日 告示第一四九号
一、八七五	市道	富士吉田市小見三丁目一番一、二号先(市道同士の十字路交差点・東進車両)			富士吉田	平成二八年二月二日 告示第一四九号

別表第十七の一、〇九九の項を次のように改める。

一、〇九九	削除				北杜	平成二八年二月二日 告示第一四九号
-------	----	--	--	--	----	----------------------

別表第十七の一、三九三の項の次に次のように加える。

一、三九四	主要地	北杜市大泉町西井出八、二四〇番地(天女山入口交差点)から北杜市須玉町若神子三、西川橋西詰交差点)までの両側	北杜市大泉町西井出八、二四〇番地(天女山入口交差点)から北杜市須玉町若神子三、西川橋西詰交差点)までの両側	一六、〇〇	車両	北杜	平成二八年二月二日 告示第一四九号
-------	-----	---	---	-------	----	----	----------------------

正 誤

● 平成二十四年三月三十日（号外第十八号）公布山梨県規則第五号（山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則）
二十八ページ第二十三号様式中「特定非営利活動促進法第4 1条第3項の規定による職員の証」を「特定非営利活動促進法第6 4条第7項において準用する同法第4 1条第3項の規定による職員の証」の証とす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番